

コロナ禍における保育所の対応とその課題

—子どもと保護者のケアを担う—

Nursery School's Response to the COVID-19 calamity and Its Challenges

—Caring for Children and Their Parents—

天野 珠路

Tamaji AMANO

はじめに

2019年12月に中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス（COVID-19）は、短期間で世界中に蔓延し、人々を不安と恐怖に陥れた。コロナ禍に覆われた2020年が終わり、2021年になっても収束することなく事態は深刻さを増し、世界中で1億人以上が感染、220万人以上の人がこの感染症により命を落としている。2021（令和3）年1月末現在、日本国内の感染者数は累計39万人、死者数は5千人を超えた。2020（令和2）年4月7日に発令された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」は同年5月31日に解除されたものの、2021（令和3）年1月7日には再び、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県等に緊急事態宣言が発令されている。（解除予定は3月7日）

感染症の拡大は経済的にも精神的にも人々に大きなダメージを与え、社会的な不安が広がり、さまざまな困難や生活苦を生んでいる。医療現場は逼迫し、苦境に立たされている人が大勢いる。出口の見えない闘いに心身ともに疲労困憊といった状況がある。

幼い子どもを持つ家庭や非正規労働者が多い母親の就労、ひとり親家庭や障がいのある子どもの保護者など、保育現場と関わりのある人たちもまた、大きな悩みや苦しみを抱えている。日々、子どもの育ちと保護者の就労を支える保育者もまた、感染予防と保育実践の間で葛藤を覚えながら奮闘している。マスクをすることのできない乳児や自我の芽生えとともに自己主張し動き回る2歳児、大人の言うことに耳を傾けながら自分の気持ちを抑えることを覚える4歳児、社会や世の中の出来事を敏感に察知し、考える力を持つ5歳児など、年齢や発達により子どもたちは様々な姿を見せる。その一人一人に寄り添い、子どもの気持ちを受け止めながら成長を促すとともに、一人一人の保護者に対する支援を行う保育の仕事は多岐にわたる。平時であってもその仕事量や果たすべき役割の多い保育者が、このコロナ禍をどう受け止め、どのように過ごしているのか。様々

な規制がある中で、子どもの生活と遊びをどのように工夫しているのか。さらにコロナ禍により厳しい状況に置かれている保護者とどう向き合い、どのような子育て支援をしているのか。こうした事柄について、国や自治体が発出した文書及び保育団体が実施したアンケート調査などを踏まえ、また、保育現場の園長の声も聴き取りながら、コロナ禍における保育所の対応とその課題を考察していきたい。

目的と方法

コロナ禍における保育現場の取組や子ども・保護者への対応について、国から保育所等へ出された通知や保育団体で実施されたアンケート調査の結果を考察するとともに、複数の園長への聴き取りを行い、保育の実際とその課題を明らかにする。

結果

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う保育所への要請

（1）保育所等に発出された国の通知について

新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省からの通知や関連文書はこれまで数多く発出されている。内閣府や文部科学省からの通知を含めると100以上に及ぶ。このうち、保育所等に向けて発出された厚生労働省通知だけでも50以上ある。

全国の自治体を通じて保育所にコロナ関連の通知が最初に出されたのは2020（令和2）年1月31日である。この厚生労働省通知「保育所等における新型コロナウイルスへの対応」は、入国規制の地域から帰国した子ども等について保育所の利用を控えるよう要請するものだった。当時、武漢で発生した新型コロナウイルスを恐れ、春節で中国に戻った人々の日本への再入国やその生活を規制する目的があったと考えられる。この通知は、入国規制の地域や国が増えることにより短い期間に更新されていく。

その後、2月18日には「保育所等において子ども等に新

型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」が発出され、都道府県等が必要と判断した場合、市区町村に対し、保育所の臨時休園を要請するとある。この通知は同25日に第二報として、園児が感染した場合、市区町村は速やかに臨時休園を要請するとされた。同日には「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」が発出され、手洗いや消毒、三密を避けることなどが提唱さえ、それとともに、同日、保育所等の人員基準（保育士等の配置基準）を柔軟に取り扱うとする通知、翌26日には「保育所等の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について」といった通知が出されている。

同年2月27日、国の要請により学校が一斉休校となり人々を驚かせた。同日、厚労省からは「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」が発出され、学校が一斉休業になっても保育所は感染予防に留意した上で原則「開所」とされた。その後3月5日には「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&A」が出され、4月7日に緊急事態宣言が発出されると、これを受けて「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」が通知された。ここにおいて、保育所が規模を縮小して開所することや、臨時休園を検討することなどについて明記されたのである。

その後、5月1日には、緊急事態宣言が継続された場合の保育所等の対応に関する通知、14日には緊急事態宣言解除に伴う保育所等の対応に関する通知が発出されている。これらにおいても、原則開所としつつ、感染防止のための登園自粛や感染者が発生した場合の臨時休園等について記されている。また、保育所等でマスクや消毒液等の衛生用品を購入するための補正予算が生まれ、その支援についての通知が計3回発出されている。さらに内閣府からは「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付等の取扱いについて」が通知され、保育所がコロナにより休園したとしても、職員の給与を含む運営費等は保障されることが明記された。

なお、5月31日に緊急事態宣言が解除されてからも、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A」が第八報（2021年1月7日）まで出されている。令和3年1月7日に二度目の緊急事態宣言が発令された際の通知もこれまでと同様、保育所は「開所」し、感染者が出た際には臨時休園を要請できるというものであった。文科省においても、今回は学校の休校は要請せず、教育現場では感染予防に留意しながら工夫して授業等が進められている。

なお、厚生労働省によると、2021（令和3）年1月28日現在、園内で感染者が出たことにより休園している保育所等は全国で62園、これまで感染者が発生した保育所等は1,388園、感染者数は職員1,382名、園児1,088名である。「ここにある「保育所等」とは認可、保育所型認定こども園、地域型保育事業、へき地保育所をいう」と注釈があり、幼保連携型認定こども園は含まれていない。この保育所等

数は「保育所等関連状況取りまとめ（令和2年4月1日）」（厚生労働省子ども家庭局保育課）によると30,670であり、ここから計算すると約4.5%の保育所等で感染者が出たことになる。また、同様に保育所等の園児数（利用児童数）は2,127,934人であり、園児の約0.05%が感染したことになる。保育所の職員数については社会福祉等調査（厚生労働省）によると約45万人であり、全職員の約0.3%が感染していることになる。

（2）自治体における対応と「登園自粛」

2020（令和2）年4月7日の緊急事態宣言発令を受け、保育園を直接所管する自治体（市区町村）の一部では、学校の休校に伴い、子どもを持つ保育士の出勤に支障が生じることを受け、登園自粛を保護者に求める通知を発出した。例えば新宿区子ども家庭部保育課からの通知には「勤務先にご相談の上、ご家庭での保育にご協力ください」とあり、これに倣う自治体が東京23区を中心に15区15市町村となった。その後、登園自粛の通知を出す自治体は増えていき、感染者数増加により「原則休園」を決めた自治体もある。都内では杉並区、中央区、文京区、江東区など8区、また千葉県柏市、大阪府堺市など計13自治体がこれに当たる。休園を要請した場合においても、ひとり親家庭や医療現場に勤める保護者等、仕事を休めない保護者には登園を認めていることが各自治体のHPからうかがえる。

全国の保育所等に対して、国が「原則開所」を通知しても、自治体により対応が微妙に異なり、さらに各現場においては、こうした国や自治体の意向を踏まえながら地域や家庭の状況により対応していた。実際、4月7日の非常事態宣言後、園児の登園率は下がり、特に地元自治体に感染者が出ると保護者が登園を自粛するケースが増えた。例えば目黒区HPによると、4月22日以降の公立保育園登園率は約10%となっている。また、朝日新聞が最初に非常事態宣言が出された東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、福岡県の各自治体に実地したアンケート調査によると、4月13日から17日までの登園率は、おおむね2~4割程度となっている。各自治体からの報告をまとめた厚労省の資料には、「臨時休園数」が最も多かったのは4月16日で、全国で169園が臨時休園している。

宣言が解除された6月1日以降は、どこの自治体も通常保育を促していった。冬場になり感染者数が増え、2021（令和3）年1月7日に二度目の緊急事態宣言が発令されたが、ここでも、国による「原則開所」を踏まえつつ、各自治体により対応がやや異なっている。

多くの園で通常保育を続けている中、東京都世田谷区では「規模を縮小した保育」を打ち出した。新聞の取材に対し区の担当者は「増加傾向が続く中で通常保育を続けるのは難しい。ただ、国は原則開園を求めており、可能な方に登園自粛をしていただく『弱い要請』にした」としている。目黒区も国の原則開園を踏まえ、「家庭で保育が可能な方について、預ける時間の短縮や登園自粛の協力をお願いする形にした」という。また、それぞれの自治体では、保護

者が払う保育料を日割り計算にしているが、前回の緊急事態宣言の時とは異なり、登園率はさほど下がらず、ほぼ通常保育であるという。一方で2020（令和2）年12月以降、園の職員、子どもの家族などに感染者が多くなり、「日々、対応に追われている状況」と区の担当者は話している。

2. 新型コロナウイルス感染症に伴う保育所の対応

コロナ禍における保育現場の対応について、保育団体や研究機関で実地されたアンケート調査が複数あるが、今回はその中から最も早い時期から2度にわたり保育所等への調査を実施した公益社団法人全国私立保育園連盟のアンケート調査を取り上げる。

（1）全国私立保育園連盟によるアンケート調査

全国の私立認可保育園、認定こども園（幼保連携型・保育所型）等の多くが加盟する公益社団法人全国私立保育園連盟では、「新型コロナウイルス感染症に関する調査」を2度実施している。その1回目は、2020（令和2）年4月23日から30日にかけて、加盟する保育所等に向けて調査書に基づくインターネット調査を行い、3,147の園から回答を得ている。その結果と分析が直ちに行われ、同年5月11日に報告書を公表している。二度目は同年6月23日から30日にかけて1回目と同様インターネット調査を行い、2,000の園から回答を得ている。その報告書は「新型コロナウイルス感染症に関する調査2～第1波感染期間を振り返る～」として同年7月28日に公表された。

①「新型コロナウイルス感染症に関する調査」（5月11日報告書公表）について

全国私立保育園連盟が最初に実施した調査は、回答園のある市区町村の感染者数とのクロス集計となっている。この時点では、全回答園3,147のうち所属する市区町村の感染者はゼロという園が666あり、感染者100人以上の市区町村にある園は912となっている。

園児の出席率は（登園率）は、全体では20～40%のところが多い。当然のことながら感染者数が多い地域では下がり、例えば出席率が6割以上の園を見ると、感染者ゼロの地域の園では50.7%だが、感染者が20人以下の園では28.8%、21人から50人以下では8.6%と下がり、51人から100人以下の園では3.0%、101人から200人以下では2.1%、感染者が501人以上の市区町村にある園では1.1%となっている。しかし、市区町村の感染者数11人から50人の園で出席率10～20%であるところが最も多いのに比べ、感染者数が301人以上500人以下の園で最も高いのは出席率30～40%である。501人以上の感染者数がある市区町村の園でも出席率20～40%の園の割合が約7割である。これについて調査書は「登園自粛の初期段階では実家に保育を頼むなどの対応策があったものの、長期化によって保育施設を利用せざるを得なくなっているためではないか」としている。

施設（園）が感じている困難さや不安を聞く質問で、最も高かったのが「衛生物資の不足」（66.8%）、次に「登園自粛に関する保護者との認識のズレ」（50.4%）、さらに「衛生管理と通常保育のバランス」（45.0%）であり、「今

後の運営に見通しがつかない」（45.4%）と答えた園も多くある。また、「園児の家族が濃厚接触者となった場合の受入の可否」（42.8%）、「園児の健康状態による受入の可否」（36.5%）などについてその判断に悩む様子がうかがえる。「感染予防のための職員の行動制限」（41.5%）、「子どもを持つ職員が出勤できない」（19.3%）等の悩みもあり、感染予防とともに、子どもと保護者に加え職員の状況等、様々な課題や問題に直面している様子が把握できる。

また、調査からは、感染拡大に伴い「原則開園・登園自粛依頼」と「原則休園・状況受入れ」とした自治体がそれぞれあり、その要請によって園の対応がやや混乱し、保護者の受け止め方も人により異なったことが見て取れる。「登園することで感染のリスクが高まるのは不安だが、雇用形態を（正職）を守りたい」、「休園の方が勤務を休みやすい」という保護者の声があったことも記されている。このほか、自由記述欄には「次々と出される（国や自治体からの通知など）書類対応が増え事務負担増大」、「曖昧な自粛要請では保育園は振り回されてしまう」、「保育士の心のケアの必要性を感じる」、「集団感染への恐れや不安を抱えながら開園している」といった記述もあり、「衛生管理と健康管理等、責任感と緊張で疲労の日々」であること、「（国は）保育所の役割を、経済活動を停滞させないための一機関としてしか見ていない」といった声も挙げられている。

②「新型コロナウイルス感染症に関する調査2～第1波感染期間を振り返る～」（7月28日報告書公表）について

全国私立保育園連盟による二度目のインターネット調査は、同年6月23日から30日にかけて行われ、2,000の園から回答を得ている。5月31日に緊急事態宣言が解除された後、多く園が通常保育に戻り、園児の出席率も60%以上という園が全体の97%、80%以上の出席率は87%だった。しかしまだ、感染者数の多い地域の園では「原則開園だが登園自粛を依頼」（49.1%）と答えている。

また、施設（園）が感じている困難さや不安として、「衛生物資の不足」は前回の66.8%から42.9%、「登園自粛に関する保護者との認識のズレ」は50.4%から31.0%、さらに「今後の運営に見通しがつかない」は前回の45.4%から27.2%に減った。また、「園児の家族が濃厚接触者となった場合の受入の可否」は42.8%から35.4%に、「園児の健康状態による受入の可否」は36.5%から35.9%であり、減少したとはいえまだ不安であることがわかる。さらに、「感染予防のための職員の行動制限」も41.5%から38.7%と微減である。

さらに、困難や不安を感じる値が増えたのは「衛生管理と通常保育のバランス」であり、前回の45.0%から62.9%と上昇している。また、通常保育と並行して感染対策を行う園の人的余裕についての質問に「ギリギリである」（43%）「不足している」（13.7%）と答えた園が、「適正である」（36.7%）、「余裕がある」（6.7%）と答えた園より多かった。

一方、各園では、園の行事や保育内容の見直しを図って

おり、「中止」としたものとして「園外保育」(44%)、「保護者会」(55%)が多く、「お別れ会」や「入園式」を取りやめた園はそれぞれ19%である。しかし、「卒園式」は内容を一部変更したり時間短縮したりするなどして94%の園が実施している。また、「誕生会」や季節の行事なども内容を変更したり時間短縮するなどして実施しているところが多い。報告書では、今後「水遊び、夏祭り、運動会、お泊り保育等の行事が予想される。いずれも感染予防VS保育的意義で悩むことになると思うが、施設が所在する地域の感染状況、周囲の雰囲気等も含め、適切な対応を選択しなければならない」としている。

なお、本調査では、コロナ禍において保育を継続するために考えられる園の取組を30項目挙げ、その取り組み状況を調べている。この中で、「従来から実施している」ものとして、「施設内の遊具・備品の洗浄や消毒」(76%)、「衛生物資の在庫確保・入手先確保」(63%)、「子どもの検温など体調管理の徹底」(59%)、「屋外活動の頻度を増やす」(55%)などが挙げられている。また、「今回から実施したもの」としては、「行事における制限(人数・時間・場所)」(77%)、「園外学習・交流の制限」(64%)、「職員の家族を含めた体調不良の報告」(54%)、「登園・降園時の保護者の入館制限」(48%)などが高くなっており、このほか、搬入・納品事業者への入館制限や外部講師活動の自粛なども多くの園で行っている。子どもの保育に直接関わるものとしては「従来より小集団での保育の実施」が37%、「園児に対する感染予防教育」が22%（「従来から実施している」を含めると66%）となっている。

さらに、3月～5月にかけて、登園自粛家庭に対して保育所等が行ったことについては「電話・メールでの安否確認」(73.3%)、「施設からの情報発信」(紙媒体：69.4%、HP：32.2%、アプリ：30.4%、動画配信：12.3%)、電話での相談窓口の設置(22.5%)などが高い。少数ではあるが「マスク等衛生物品の提供」(15.3%)、「遊具や絵本の貸し出し」(5.5%)、「園児向けにオンラインでの関わり」(4.2%)、「給食予算を使ってのおやつ等の提供」(1.7%)などがあり、園児が登園しない状況にあっても家庭や(保護者・子ども)とつながろうとしている様子がうかがえる。「要保護家庭に対する特別な支援」も15.8%の園で意識的に行われ、電話連絡を取り、登園を受け入れるなどしていたことが自由記述からわかる。

自由記述欄には、「園の職員からの動画配信で色々なパターンの遊戯や絵本、絵描き歌などを家庭に送り喜ばれた。自粛中に家庭で作れるオリジナル食事メニューやレシピなども好評だった」、「登園自粛の弊害も見られ、休日と平日登園児の午睡時間に限り、園庭開放を行った。堰を切ったように保育士と話し出す母親と、園庭を駆け回る子どもたちの姿が印象的だった」、「職員と職員家族にマスクやアルコール消毒剤、手荒れ防止のハンドクリームを配布。職員自身のメンタルケアについても周知し、カウンセリングなどの紹介を行った」、「職員のテレワークに教材・本などの研修費を保障し、保育企画や自分がやりたい企画を課題に

した。(中略)テレワーク発表会やプレゼンをして職員の色々な面が見れた」、さらに「看護師を配置していることの重要性を再確認」、「免疫力を高める手作り和食中心の健康給食」といった記載もある。また、「オンライン役員会」などを通して保護者との連携を深め、保護者と共にコロナ禍での対応を考えていった園の様子もうかがえる。

本調査報告の最後は「withコロナの状況で、子どもとの保育をどのように深めていけるかという課題にはまだ時間がかかりそう」であるとして、「新しい保育を取り囲む『ゆりかご』のような環境としてどのようにあるべきかを考える機会になれば幸いです」と結ばれている。

(2) 園長への聞き取り調査

筆者は、非常事態宣言発令中の2020(令和2)年5月15日と16日に、電話により園長5名への聞き取りを行った。園長には事前に質問を伝え、実名などを出さないことで了解を得た。質問項目は以下のとおりである。

- ①現在、園の対応は「休園」か「登園自粛」か?登園率(出席率)はどのくらいか?
- ②コロナ禍において、最も不安なことや対応が難しいことは何か?
- ③登園自粛の家庭、登園している家庭にどのような支援を行っているか?
- ④宣言解除後の保育について

A保育園(東京都) 実施日:2020(令和2)年5月15日

- ①現在、区からは「原則開園だが、できるだけ登園自粛の協力をしてもらおう」と言われています。緊急事態宣言前は3歳未満児を中心に半数くらいの子どもが登園していましたが、現在は15～20%に減っています。
- ②乳幼児や小学生がいる職員にはテレワークをしてもらい他の職員はローテーションを組んで勤務体制を整えています。宣言後に平常保育に戻った時、三密をさけることや給食などが心配で、アクリルボードで仕切りを作ったり、デイリープログラムの見直しを職員たちと行っています。乳幼児に対し、どこまで感染予防できるか、乳児や1歳児にどのように接していくのがよいかなど、よく考えられる限りのことをするまでです。
- ③ひとり親家庭や障がいのある子どもの保護者には、週に一度電話をかけてさりげなく様子を聞いています。ずっと家にいたら心配な家庭もあるので、その保護者には登園してもよいことを伝えていきます。子どもの食生活も心配ですし、給食を食べてもらいたいです。
- ④一気に登園児数が増えないとよいのですが、それはわからないので、可能な限り、密にならない保育内容やテーブルの配置等を考え、消毒液も十分用意しています。職員自身の健康と感染予防が大事だと思い、職員にも伝えていきます。

S保育園(東京都) 実施日:2020(令和2)年5月15日

- ①現在、区からは「原則開園、登園自粛」と言われています。宣言後は徐々に登園児数が減り、現在は2割程度の子どもが登園していますが、1、2歳児の登園率が高

いです。

②いつまで続くのか、先が見えないことが辛いです。でも園長や職員が暗い顔をしてはいけませんので、子どもや保護者の前では努めて明るくしています。保護者の精神状態も心配で、虐待などがあってはならないように気にしています。

③保護者に医療従事者や看護・介護を仕事とする人もいて、登園を受け入れています。登園自粛中の家庭へは園だより、クラスだよりを送付し、また、心配な家庭には電話を入れています。電話やメールでのやり取りの中で登園を呼びかけることもあります。

④通常保育に戻っても感染者は増えていくことでしょう。感染予防を徹底し、保育時間の短縮など保護者に協力をお願いする予定です。各人で状況が異なるのでどこまでできるかわかりませんが、子どもたちの楽しい時間は保障していきたいです。

K 保育園（神奈川県） 実施日：2020（令和2）年5月15日

①「原則開園で、可能な方に家庭での保育をお願いするが、医療関係者や医療従事者の子どもは特に受け入れていく」というのが市の方針だと思います。登園児数は徐々に減りましたが、それでも3～4割の子どもが毎日通っています。夕方のお迎えは早くなりました。

②外国籍の子どもや保護者が多ので、手洗いうがいの仕方や消毒、換気などについて、また、体調が悪い時の連絡方法など丁寧に伝えていますが、通訳の方がいない時など正確に伝わったか不安です。

③外国籍の保護者には、自治体から出される通知の翻訳や感染予防の説明を通訳の人と共に頻繁に行っています。就労に関する悩みを聞くことも多く、区役所に繋がったこともありました。厳しい就労状態で先行き不安と涙する保護者もいます。

④既に、子どもの食事は時間差をつけて1テーブルに2人ずつ横並びに座り、遊びの場面でもできるだけ対面にならないよう気を付けていますが、全員が登園してきたときにどこまでできるか、同じクラスでも外遊びと室内遊びを分け、時間差をつけるなど工夫しなければならないでしょう。

N 保育園（石川県） 実施日：2020（令和2）年5月16日

①開園が原則ですが、登園自粛のお願いをしてもよいという状況です。感染予防を心配して登園してこない人も含め、現在は5割ほどの登園率です。

②中小零細企業に勤める保護者やひとり親家庭も多く、感染予防を徹底しながら保育を継続しています。もし、園児や職員が感染したらと常に緊張を強いられています。感染予防に対し、少しルーズな保護者がいるかと思うと、必要以上に過敏で神経質になっている保護者もいます。温度差があり、個別に丁寧に対応することが必要です。

③登園を自粛している家庭に担当が週1回電話をかけて様子を聴いています。子どもたちのために動画を配信することも考えています。家庭で過ごす親子にオンライン

でのやりとりができるようにしていきます。保護者から「これを使ってください」とマスクを提供されたり、花壇に花を植えてくださった保護者もいました。

④家庭で過ごす時間が多かった子どもの運動不足や食事面が心配ですが、無理なく元の生活に戻れるよう職員で連携を図りながら取り組んでいます。感染拡大は収まらないでしょうから、制約がある中での楽しい保育を模索していくことが必要でしょう。

M こども園（静岡県） 実施日：2020（令和2）年5月16日

①開園が原則ですが、登園自粛を呼びかけ、現在は2割程度の登園率です。

②子どもが子どもらしく過ごすことを大事に、これまでの保育を継続できるようにするためにも手洗い、消毒、換気を行い、感染予防を徹底することが必要です。やるべきことをして大人が気持ちに余裕を持てるよう園全体で温かな雰囲気を作るようにしています。今後、行事の持ち方や保育内容について知恵と力を出し合って子どもの楽しみを減らさないようにしていきたいです。難しい面もあると思いますが。

③登園自粛の家庭には週1回、担当がラインのTV電話をして様子を把握しています。発達障害のある子どもの保護者とは3日に一度電話で連絡をとっています。夫婦間、家族間での悩みや苦労も多いようで、短時間でも登園するよう伝えたところ、ほぼ毎日登園するようになりました。また、医療に従事する保護者からは子どもを預けられることに感謝していると言われ、こちらこそ医療を支えてくださり感謝です、と話しました。

④今後の見通しが立ちませんが、よい保育をしていく、こども園としての責任を果たしていくことは何ら変わりません。子どもには遊びが必要ということを保護者と共有しながら遊具の数や種類を増やしていきたいと思います。先日、保護者が製作の素材となるもの（布や木片）をたくさん提供して下さいました。

以上が、5人の園長が話された内容である。

それぞれの置かれた状況は異なる面もあるが、どの園でも感染予防に留意しながら保育の充実を図り、保護者への子育て支援に熱心に取り組んでいることがうかがえた。

考察

1. 保育所の公的責任と保育の保障

（1）「原則開所」の保育所

言うまでもなく保育所は児童福祉法に定められている児童福祉施設の一つである。公立でも私立保育所であっても子どもの福祉を担う公的施設として社会的な役割と責任がある。

そのため、保育士の処遇や施設整備など保育所の運営に係る費用の多くは国や自治体からの「給付」により賄われており、その負担割合は、国が1/2、都道府県及び市区町村が各1/4ずつとなっている。昨年度からの「無償化」により3歳以上の子どもの保育に係る利用者負担はなくな

り、0歳～2歳児の保育に限り保護者の収入に応じた負担額が生じる。また、税金が多額に投入される保育所においては、適正に支出されているか、子どもの福祉に資する保育がなされているか等、行政の指導監査を受けることが義務付けられている。

このように同じ就学前の子どもの施設であっても学校教育法に定められている幼稚園とは制度上異なり、保育所の管轄である厚生労働省の監督下、各自治体が行政指導を担ったり、国からの通知を現場に伝えたりするのである。なお、保育の実施義務は市区町村にあり、保育所に直接関わるのは市区町村の部署である。各保育所は所在する市区町村の指示に沿って運営しなければならず、また、市区町村も国や県からの指示や意向を踏まえて対応しなければならない。

例えば、暴風雨等により警報が発令され、学校が休校を決めても、保育所は園長の判断で休園（休所）を決めることはできず、市区町村においては国の意向に従い「原則開所」を掲げる。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校への休業要請においても、保育所は蚊帳の外であった。非常事態宣言が発令され、初めて「臨時休園」が厚労省通知に示されたとはいえ、「原則開所」は揺るがなかった。保育所は常に「開いて」いなければならない、いつ何時も子どもと保護者を受け入れなければならない、感染者が出た場合のみ臨時に休園するが、迅速に保育を再開するというのが、国の方針である。しかし、今回、一部の自治体において、市区町村の判断で「休園」を要請したところがあった。子どもや職員、保護者の健康を第一に考え、休園や自粛の通知を出すにあたり、どうしても必要な方だけ保育する体制を作るなど、地域の実情の応じて柔軟に対応したといえる。

児童福祉施設の公的責任と地域の実情や保護者の状況に応じた柔軟な対応を両立させるためにはどうしたらよいか。より地域住民（子ども・保護者）に近いところにいる保育現場や区役所、市役所の担当者が、今出来る最善の策を考え、実行していく。こうした自律的な取り組みが今後ますます必要になるのではないかと考える。

（2）保育所における感染予防

新型コロナウイルス感染症が広がる中、保育所では子どもへの感染予防に十分配慮し、手洗いや消毒を頻繁に行いながら、日々、保育している。常に感染への危険にさらされながら、一人一人の子どもの心身の状態を把握し、自らの健康管理も行っている。

保育においては、食事や授乳、着替えや排泄の世話などはもちろん、遊びの場面においてもスキンシップや密接な関わりが必要である。そして、一人一人の子どもへの丁寧な関わりと援助が子どもの心身の安定や成長に深くつながるのであり、保育中、ソーシャルディスタンスを守るのなかなか困難なことだ。その困難さについてアンケートや聞き取り調査でも触れられていたが、しかし、子どもとの関わりにおいて保育士は普段どおりの保育を心がけ、子どもたちに我慢させたり、保育士から遠ざけたりするような

ことはほとんどないと想像された。食事の際にアクリルボードを使ったり、対面にならないようにしたり、大人数で集まったりしないようにするなど感染予防に配慮しつつ、子どもたちへの温かな関わりと保育の日常を大事にしていると考えられた。

また、アンケートからはほとんどの園で、行事の見直しを図っていることがわかるが、卒業式は、ほとんどすべての園で行われていた。長い園生活の最後の締めくくりとして親子を笑顔で送り出したことだろう。「保護者会」など中止や延期にした行事等もあったことがうかがわれるが、全面的に中止ではなく、時間を短縮したり方法を工夫したりしながら行う様子がある。オンラインでの保護者の役員会が開かれたことも記されていた。

アンケートから、保育所においては「衛生物資の在庫確保・入手先確保」を行い、「施設内の遊具・備品の洗浄や消毒」に励み、毎日「子どもの検温など体調管理を徹底」していることがわかった。大人がなすべき感染予防にしっかり取り組み、衛生的な環境を整えながら、子どもの楽しみや遊びを創り出していると考えられる。

しかし、通常保育と並行して感染対策を行う園の人的余裕について、多くの園で厳しいと感じていることも明らかになり、人手不足を解消する手立てが必要である。

2. 保護者への関わりと支援

（1）保護者の心のケア

幼い子どもを抱えての在宅勤務と家事育児の両立が困難であることや「早く学校や保育園が再開してほしい」という母親の声は、新聞などマスメディアでも報じられた。子どもも大人も家に閉じこもりの生活でストレスがたまったり、運動不足になったりすることの危惧も伝えられた。「仕事を続けられるか」「保育園に預けてはいけないの？」こうした声が保育現場にも寄せられた様子がアンケートや聞き取り調査からもうかがわれた。

多くの園では登園自粛で家庭にいる保護者や子どもに電話等で連絡を取り、心身の健康状態や家庭で過ごす様子を聞き取っていることがアンケートから明らかである。また、厳しい状況を察知して登園を呼びかけたり、保護者の心に寄り添って対応している様子がわかる。特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもの家庭、外国籍の保護者など、特別な配慮が必要と考えられる保護者には頻繁に連絡を取ったり登園をすすめたりしている。普段から話しやすい雰囲気や頼れる存在である園長や保育士に心の内を聞いてもらい、ホッとした保護者もいたことだろう。

一方で「預かってもらえないと困る」「登園したらいけないのか」といった保護者の声があったことだろうことは、1回目のアンケートに「登園自粛に関する保護者との認識のズレ」を挙げた園が過半数いたことから察せられる。園にとっても保護者にとっても初めての事態に戸惑ったり、迷ったりしたことだろう。2回目のアンケートでこの認識のズレの数値はだいぶ下がっているが、引き続き家庭とのコミュニケーションを図りながら、一人一人の保護者の気

持ちを受け止め丁寧に対応していくことが求められる。

(2) 情報発信と保護者との共有

保育所では、登園自粛期間に各家庭に対し、紙媒体の便りやお知らせだけでなくHPでの伝達やオンラインでのやり取りをしていたところもあったことがアンケートからうかがえる。食事メニューやレシピを紹介したり、子どもの遊びや絵本の読み聞かせなどの動画配信を行った園もあった。しかし、まだ十分ではなく動画配信は12.3%の園に留まる。

複数の連絡ツールを持ち、情報発信を様々な方法で行うことは保護者支援に生かされ、また園の発信力や保育の「見える化」にもつながるだろう。災害時など非常事態において情報は大きな支えとなる。様々な情報を整理して職員や保護者と共有したり、地域の施設間のネットワークを構築することは、今後ますます必要となり、保育所が保育と子育て支援の責任を果たしていくためにも重要であると考える。この度のコロナ禍をきっかけに保育現場において、IT化が進むことを期待している。

3. 子どもの保育と保育内容の見直し

(1) 保育内容や保育方法について

第1回目のアンケートと2回目のアンケートを比べると、1回目では感染予防のための衛生用品の確保や保育の実施に対する不安が大きかったことがわかる。消毒をどうするか、感染者が出たらどうするか、「規制」することは何か、といったことの確認に追われたり、自治体とのやりとり、保護者への連絡、職員の勤務体制と次々とすべきことが押し寄せている様子が垣間見える。しかし、二回目のアンケート調査ではだいぶ落ち着き、子どもの保育そのものに関心が向き、保育を工夫する様子とともにその悩みが伝わってくる。「困難さや不安」として最も数値が高くなったのは「衛生管理と通常保育のバランス」であり、感染予防を行いながらも通常保育をできるだけ行いたいという思いが保育士たちにあるのだろう。乳児をはじめ幼い子どもたちに十分なケアと楽しい遊びを提供したいという気持ちも伝わる。

「デイリープログラムを見直した」、「内容ややり方を変更したり時間短縮する」「できる方法で実施する」といった声も多かった。行事なども一律中止にするのではなく内容や方法を吟味して行うことを模索している様子がわかる。また、コロナ禍における保育所の取組として、約4割の園が「従来より小集団での保育の実施」を挙げている。

園長への聴き取りの中でも、「制約がある中で楽しい保育を模索していくことが必要」、「子どもには遊びが必要ということを保護者と共有しながら遊具の数や種類を増やしていきたい」という声があり、子ども達が楽しく充実した時間を過ごせるように保育内容や保育方法を考え、実践しようとしていることがわかる。

(2) 子どもの育ちと学びを支えるために

乳幼児期は、クラス単位での一斉保育ではなく、一人一人の興味関心に沿って遊んだり、活動したりすることができる環境が大切である。没頭して遊んだり、何かに夢中になったり、集中して取り組んだりできる保育を考え、子どもの主体性を尊重しながら取り組んでいくことが求められる。また、小グループや親しい友だちの中で十分に自己発揮できることが子どもには必要だろう。

自粛期間に少人数で、または異年齢の小グループで過ごし、一人一人の子どもの気持ちを受け止めながら保育したことや、三密を避け、静かな環境でそれぞれが好きな遊びをじっくりと楽しんだりしたことが、その後の保育にどう生かされているだろうか。年齢によってはクラス全員で取り組む活動や集団行動が必要な場面もあるだろう。しかし、一人一人の良さや特性が十分発揮され、個が大切にされる集団であることが大切であり、「みんな一緒に」「同じことをしなければならぬ」保育は見直されるべきだろう。

今回のコロナ禍において、大人主導の保育や大人が提供して楽しませる行事などが見直され、一人一人の子どもの日常がより大事にされるようになるのではないかと考える。登園してくる時間が異なる子どもたちを一斉に座らせて食事をするのではなく、空腹感を覚えて自分から食べたい思って食事する、その時間差もコロナ禍において実践されているところだ。保護者から保育に使えるような素材を提供されたという園長の話があったが、興味を持った子どもがイメージを膨らませながら製作したり、それを使って遊んだりできるような時間と空間がほしい。一人一人の子どもがじっくりと遊んだり夢中になったりすることができる環境を用意していきたいものである。

一方、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において園児一人当たりの保育室の面積基準は、0歳と1歳児では3.3㎡、2歳～5歳児は1.98㎡（畳一枚分）である。ソーシャルディスタンスが提唱さえる中、十分なスペースのある保育室で子どもが遊んだり生活したりできるように、この基準を見直す必要があるのではないだろうか。

また、人的配置基準についても、3歳児20人に保育士一人、4、5歳児は30人に保育士一人である。小学校においても少人数学級が打ち出され、現在の40人学級が見直されようとしている。このような時代の流れの中で保育所や幼稚園の人的配置基準についても見直しが図られ、保育者が余裕をもって一人一人の子どもの遊びと学びをしっかりと保障していく必要があると考える。それは感染予防や子どもの心身の健康にもつながるはずである。

結び

コロナ禍における保育所の取組や、初めての事態に困惑しながらも子どもの保育と保護者支援に尽力された園の様子がわかり、改めて保育所の役割や責任について考えさせられた。特に、様々な不安を抱えている保護者の気持ちを受け止め、その声を聴き取り、優しく穏やかに対応したり、

登園を促したりする様子から、保護者が園長を頼りにしていることや園の存在が親子にとってなくてはならないものであるということが理解された。

感染予防と保育の実施、健康・衛生管理と子どもの遊びや活動…。こうした両極にまたがる取組を日々工夫して行う保育者の技量や園全体で取り組む協働性は一見目立たず、保育の日常の中に埋もれがちだ。けれど、コロナ禍にあっても、保育現場では子どもの成長と保護者の就労を支え続け、緊張感と責任感をもって日々の保育に取り組んでいる。保育室や数々の遊具を一日に何度も消毒したり、子どもの健康チェックを行ったり、規制のある中でも楽しく意欲的に遊べる環境をつくろうとしている。子どもが楽しく喜んで園生活を送れることが、何より保護者の安心につながるだろう。

新型コロナウイルスの感染は広がり、その収束は未だ見えない。現在、感染者が出て休園している園もある。これまでの累計で園児の約0.05%、保育所職員の約0.3%が感染したという事実に身が引き締まる思いである。幸いなことに重傷者は出ていないようであるが、引き続き見守っていききたいと思う。

最後に、たいへんな状況の中、電話での聞き取り調査に応じて下さった園長の皆様に感謝申し上げます。子どもと職員の皆さんの健康とコロナの収束(終息)を願いながら。

参考資料

厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(令和2年4月1日)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000678692.pdf>

令和元年社会福祉等調査の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/19/index.html>

公益社団法人全国私立保育園連盟調査部

「新型コロナウイルス感染症に関する調査」報告書

http://www.zenshihoren.or.jp/pdf/tyousa_20200512_01.pdf

公益社団法人全国私立保育園連盟調査部

「新型コロナウイルス感染症に関する調査2」～第1波感染期間を振り返る～報告書

http://www.zenshihoren.or.jp/pdf/tyousa_20200728.pdf

新宿区HP 子ども家庭部保育課「定期利用保育の利用自粛の要請について」

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000289993.pdf>

目黒区HP 「目黒区内認可保育園における新型コロナウイルス感染症の対応」

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/kosodate/index.html>

朝日新聞 2020(令和2)年4月20日

「保育園「登園自粛」が過半数 7都府県に朝日独自調査」

朝日新聞 2021(令和)3年1月13日「保育園、一部自治体が

「登園自粛」求める」